平成２６年（フ）第２３９号
秋田市広面字鬼頭113番地２　サンロイヤルひがし202
破産者　佐藤真理子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
静岡県浜松市南区若林町2124番地の１　キャッスル若美105、前住所静岡県浜松市西区志都呂町5287番地の１　ウィスティリア志都呂308
破産者　中能　竜也
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
静岡県浜松市東区上西町49番地の１　ベル・クレールＡ202、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1352番地　ネオステージ東浜松弐番館704号室
破産者　中鍋　正道
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４９０号
名古屋市中川区万場５丁目1109番地の１
破産者　白木　真実
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２６号
名古屋市守山区鼓が丘２丁目1607番地　ベルメゾン305号
破産者　堅田　敏幸
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５７０号
大阪府守口市外島町６番西２―213号、開始決定時の住民票上の住所地大阪府守口市八雲北町１丁目37番１―103号
破産者　鈴木　俊二
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２４号
大阪市生野区巽南３―19―43　グランビルド南巽405号室、住民票上の住所大阪府松原市天美北２丁目８番14号
破産者　後藤　賢男
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７７号
大阪府守口市八雲西町２丁目５番５―502号、開始決定時大阪府守口市桜町３番８―1903号
破産者　松田　尊仁
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７号
大阪市城東区古市２丁目６番63―1310号
破産者　山田　良一
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４号
大阪府羽曳野市飛鳥1280番地の５
破産者　小栗　修司
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
札幌市東区苗穂町３丁目１番５―603号、開始決定時の住所北海道岩見沢市栗沢町最上298番地49
破産者　三津谷光幸
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５７号
北海道三笠市萱野128番地２
破産者　坂梨　　大
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市追浜南町２丁目30番地　小松原アパート２Ｆ
破産者　滝元　祥子（旧姓江口）
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２号
静岡県沼津市柳町７番19号
破産者　土屋　武志
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
静岡県田方郡函南町新田125番地の１
破産者　柿島　　敬
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字名栗208番地１　名栗苑203号
破産者　畠山　幸夫
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部